

産直市イベント支援事業実施要綱

(目的)

第1条 産直市において、生産者と消費者の交流を促進し、生産者のやりがいを高めると共に、旬の地場産農林水産物の消費を拡大することで、地産地消を推進する。

(定義)

第2条 この要綱において「産直市」とは、次の要件を全て満たす販売所又は施設とする。ただし、出荷や営業の状況により会長がやむをえないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 市内の特定の場所において、年間50日以上営業する販売所又は施設
- (2) 営業時間が1回あたり3時間以上、又は1月あたり合計20時間以上開催するもの
- (3) 出荷者(団体の場合は代表者を定めたものに限る。)が5以上であるもの
- (4) 主として市内産の農林水産物又はその加工品を取扱うもの

(支援内容)

第3条 産直市が主体となり第1条の目的を達成するために実施する催し(以下「イベント」という。)に対して支援するものとする。

(対象経費及び支援金額)

第4条 対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地場産農林水産物又は加工品の試食に係るもの
- (2) 会場設営費
- (3) 広告費
- (4) その他福山市地産地消推進協議会会長(以下「会長」という。)が第1条の目的を達成するために必要と認めるもの

2 支援金額は、前条の1イベントにつき対象経費の合計金額から売上額を除いた金額とする。ただし、10万円を上限とする。

(申請)

第5条 支援を受けようとする者(以下「申請者」という。)は実施の30日前までに、産直市イベント支援申請書〔様式1〕により会長に申請をする。

(決定)

第6条 前条の申請があったときは、会長はこれを審査の上適当と認めるものについては予算の範囲内で支援するものとする。

- 2 会長は、前項の支援を決定する場合において必要と認めたときは、条件を付することができる。
- 3 会長は、支援を決定したときは、産直市イベント支援決定通知書〔様式2〕により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に支援を決定している場合においても、これを取り消すことができるものとする。

- (1) 申請の内容に虚偽があったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、この事業の目的に反すると認められるとき

(実施報告)

第8条 申請者は、実施後、イベントが終了したら遅滞なく、産直市イベント実施報告書〔様式3〕を会長に提出するものとする。

(支援金の支払)

第9条 会長は、前条の産直市イベント実施報告書〔様式3〕の内容を審査し、第3条及び第4条の規定に適合すると認めた場合は、申請者に支援金を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか事業の実施について必要な事項については、会長が定めるところによるものとする。

附則 この要綱は、2014年(平成26年)5月1日から施行する。

附則 この要綱は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は、2019年(令和元年)5月9日から施行する。

附則 この要綱は、2021年(令和3年)7月21日から施行する。